

31 福保医人第1439号
令和元年9月4日

各病院管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

矢 沢 知 子

(公 印 省 略)

医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間の考え方について（通知）

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今般、厚生労働省より平成31年3月28日に取りまとめられた「医師の働き方改革に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）を踏まえて、医師・看護師等の宿日直基準の明確化及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方を示した通達及び運用に当たっての留意事項に関する通達が発出されましたので、周知いたします。

これまでの労働基準法（昭和22年法律第49号）の取扱いを変更するものではありませんが、報告書を踏まえた労働時間管理の適正化に向け、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 医師等の宿日直許可基準・研鑽に係る労働時間に関する通達

（1）「医師、看護師等の宿日直許可基準について」

（令和元年7月1日基発 0701 第8号労働基準局長通達）

（2）「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」

（令和元年7月1日基発 0701 第9号労働基準局長通達）

（3）「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」（令和元年7月1日基監発 0701 第1号労働基準局監督課長通達）

2 照会先

各通達に関する照会は、貴院の所在地を所管する労働基準監督署へお問い合わせください。

（労働基準監督署の管轄地域と所在地一覧）

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/kantoku/list.html>

3 その他

東京都医療勤務環境改善支援センターは、医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間の考え方に関する説明会を開催する予定です。詳細が決まり次第、改めて周知いたします。

（東京都医療勤務環境改善支援センター）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/sonota/kinmukankyoukaizen/kinmukankyoukaizen/index.html>

【担 当】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課

東京都医療勤務環境改善支援センター

人材計画担当 鶴見、田澤

電話：03－5320－4441